国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項の一部改正について

改正理由：推進本部の下に置く事業等実施体制の整備に伴い，所要の改正を行うものである。

改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
（組織） 第４条　推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 ⑴　学長が指名する理事又は副学長　若干名 ⑵　国際交流／留学生センター長 ⑶　学長が委嘱する教員　若干名 ⑷　国際課長 ２　推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長及び副本部長は前項第１号の本部員の中から学長が指名する。	（組織） 第４条　推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 ⑴　学長が指名する理事又は副学長　若干名 ⑵　国際交流／留学生センター長 ⑶　学長が委嘱する教員　若干名 ⑷　国際課長 ２　推進本部に本部長及び副本部長を置き，学長が指名する。
３・４　〔省略〕	３・４　〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
（本部員以外の者の出席） 第６条　〔省略〕	（本部員以外の者の出席） 第６条　〔省略〕
	（専門委員） 第７条　推進本部は，次の各号に定める事項を実施するため，専門委員を置くことができる。 ⑴　東アジア教員養成国際コンソーシアム事業の実施に必要な業務 ⑵　留学に関わる学生派遣及び受入れプログラムの実施に必要な業務 ⑶　在外教育施設との連携支援事業の企画・立案及びその実施に必要な業務 ⑷　その他国際戦略推進本部の業務で本部長が必要と認めた業務 ２　前項の専門委員は，本部長が委嘱するものとする。
（部会及び委員会） 第７条　推進本部に，国際連携及び国際交流事業を実施するため，部会及び委員会を置く。 ２　部会及び委員会は，その時々の課題やニーズ等に対応して，新設又は廃止を含め，見直しを行うものとする。	
（庶務） 第８条　〔省略〕	（庶務） 第８条　〔省略〕

〔省略〕 （補則） 第１０条　この要項に定めるもののほか，部会及び委員会，その他推進本部の運営に関し必要な事項は，推進本部が定める。 〔省略〕 附　則 この要項は，令和８年９月10日から施行し，令和８年４月１日から適用する。	〔省略〕 （補則） 第１０条　この要項に定めるもののほか，推進本部の運営等に関し必要な事項は，推進本部が定める。 〔省略〕